

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2021年11月19日
【発行者の名称】	株式会社サトウ産業 Sato Sangyo Co., Ltd,
【代表者の役職氏名】	代表取締役 佐藤 明郎
【本店の所在の場所】	新潟県上越市上名柄340-1
【電話番号】	025-520-2288
【事務連絡者氏名】	取締役総務部長 大野 智美
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三宅 卓
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社サトウ産業 https://www.sato-san.jp/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行情報を公表した発行者のその公表の時にける役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行情報の内容(発行情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期中	第46期	第47期
会計期間	自2021年2月21日 至2021年8月20日	自2019年2月21日 至2020年2月20日	自2020年2月21日 至2021年2月20日
売上高 (千円)	1,424,264	2,732,942	2,039,561
経常利益 (千円)	249,871	191,335	186,256
中間(当期)純利益 (千円)	226,013	119,028	104,184
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	376,000	10,000	3,760
純資産額 (千円)	736,302	435,818	510,289
総資産額 (千円)	2,071,630	1,294,867	1,681,516
1株当たり純資産額 (円)	1,958.25	644.70	1,357.15
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
1株当たり中間(当期)純利益金額 (円)	601.09	176.08	249.30
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.5	33.6	30.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	224,498	322,988	60,127
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△114,370	△275,899	△56,936
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△44,192	△32,946	227,597
現金及び現金同等物の中間期末 (期末)残高 (千円)	386,614	89,888	320,678
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕 (名)	78 [—]	68 [—]	74 [—]

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 第47期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、OAG監査法人により監査を、第48期中間期の中間財務諸表については、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の中間監査を受けておりますが、第46期の財務諸表については、OAG監査法人による監査はを受けておりません。

6. 2021年5月19日付けで普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第46期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年8月20日現在	
従業員数(名)	
	78 [-]

(注) 1. 当社は鉄工建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経済活動が停滞し、個人消費は大幅に落ち込みました。また、世界経済も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け、米中貿易摩擦問題も加わり、先行きは極めて不透明な状況が続いております。

こうした状況の下、当社が属する建設業界では、工事の延期、中止が相次いでおり、経営環境は一段と悪化しております。首都圏を中心とした大型再開発事業は計画に大きな変化はないものの、地方や小規模案件ではコロナ禍の影響もあり延期も散見され、先行きに強い不透明感が続いております。しかしながら、当中間会計期間における当社の受注活動は順調に推移し、コロナ禍の影響は軽微となっております。また、このような事業環境のもとでより利益が確保できる体制を構築するため、限られた経営資源を有効活用し、作業員の動線、作業効率を意識した工場内のレイアウト変更や、作業工程、手順の見直しによる作業時間のスリム化等に努めて参りました。

これらの結果、当中間会計期間の売上高は1,424,264千円、営業利益は245,441千円、経常利益は249,871千円、中間純利益は226,013千円となりました。

なお、当社は当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。また、当社は鉄工建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の開示は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は386,614千円（前事業年度末比65,936千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は224,498千円となりました。これは主に税引前中間純利益342,730千円、売上債権の増加額213,797千円及び前受金の増加額104,818千円の計上等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は114,370千円となりました。これは主に定期預金の預入による支出50,906千円、有形固定資産の取得による支出79,712千円等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は44,192千円となりました。これは長期借入による収入20,000千円及び長期借入金の返済による支出64,192千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間における生産実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,006,602	—
合計	1,006,602	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	750,459	—
合計	750,459	—

- (注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(3) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	703,086	—
合計	703,086	—

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(4) 受注残高実績

当中間会計期間における受注残高実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	2,764,548	—
合計	2,764,548	—

- (注) 1. 金額は、販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

(5) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
鉄工建設事業	1,424,264	—
合計	1,424,264	—

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。
3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当中間会計期間 自 2021年2月21日 至 2021年8月20日	
	販売高(千円)	割合(%)
カメイ株式会社	617,597	43.4
株式会社カナックス	453,078	31.8
東和通商株式会社	308,428	21.6

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の経営方針及び対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは株式会社日本M&Aセンター(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社が J-Adviser の義務を履行するために必要な協力をを行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日(当該 1 年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。

ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下、「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号

前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
 - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - （b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
 - （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - （b） 前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日
 - （a） TOKYO PRO Market の上場株券等
 - （b） 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総

会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

- c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i-2 非上場会社を子会社とする株式交付 ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser 契約の解約につ

ながら上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

総資産は2,071,630千円（前事業年度末比390,114千円増）となりました。流動資産につきましては、1,428,648千円（前事業年度末比306,300千円増）となりました。これは主に、現金及び預金の増加99,439千円及び電子記録債権の増加149,533千円等によるものです。固定資産につきましては、642,982千円（前事業年度末比83,813千円増）となりました。これは主に、三和工場の土地購入32,232千円等によるものです。

(負債の部)

総負債は1,335,328千円（前事業年度末比164,101千円増）となりました。流動負債につきましては、1,096,857千円（前事業年度末比204,802千円増）となりました。これは主に、工事による前受金の増加104,818千円等によるものです。固定負債につきましては、238,470千円（前事業年度末比40,702千円減）となりました。これは、1年以内返済予定の長期借入金へ振替40,634千円したことによるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては736,302千円（前事業年度末比226,013千円増）となりました。これは、主に繰越利益剰余金の増加220,542千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】（1）業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】（2）キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2021年8月20日)(株)	公表日現在発行数(2021年11月19日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	1,500,000	1,124,000	376,000	376,000	—	—

- (注) 1. 2021年4月16日開催の取締役会決議により、2021年5月19日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより、発行済株式総数は372,240株増加し、376,000株となっております。
2. 2021年5月18日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年5月18日付けで発行可能株式総数は6,600株減少し、15,000株となっております。
3. 2021年4月16日開催の取締役会で決議された株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2021年5月19日付けをもって発行可能株式総数は1,485,000株増加し、1,500,000株となっております。
4. 2021年5月18日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年5月19日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年5月19日(注1)	372,240	376,000	—	100,000	—	—

- (注) 1. 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【大株主の状況】

2021年8月20日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
佐藤 明郎	新潟県上越市	376,000	100.00
計	—	376,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年8月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 376,000	3,760	権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 376,000	—	—
総株主の議決権	—	3,760	—

(注) 2021年4月16日開催の取締役会決議により、2021年5月19日付で普通株式1株を100株に分割しており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は、2021年10月14日付で東京証券取引所(TOKYO PRO Market)へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当中間発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2021年2月21日から2021年8月20日まで）の中間財務諸表について、OAG監査法人の中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月20日)	当中間会計期間 (2021年8月20日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	556,689	656,129
受取手形	40,788	84,500
電子記録債権	1,632	151,165
売掛金	78,847	99,401
商品及び製品	193,067	130,411
仕掛品	132,844	183,438
原材料及び貯蔵品	97,109	119,175
未成工事支出金	1,339	4,086
前払費用	92	—
その他	19,934	339
流動資産合計	1,122,347	1,428,648
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 397,037	※1 423,806
減価償却累計額	△191,491	△197,077
建物（純額）	205,546	226,728
構築物	10,560	10,560
減価償却累計額	△5,786	△5,983
構築物（純額）	4,773	4,577
機械及び装置	362,925	366,091
減価償却累計額	△273,207	△280,567
機械及び装置（純額）	89,717	85,523
車両運搬具	41,785	55,631
減価償却累計額	△34,063	△36,618
車両運搬具（純額）	7,721	19,013
工具、器具及び備品	13,596	13,596
減価償却累計額	△11,239	△11,545
工具、器具及び備品（純額）	2,356	2,050
土地	※1 200,759	※1 232,992
建設仮勘定	17,260	33,638
有形固定資産合計	528,136	604,524
無形固定資産		
ソフトウェア	11,172	10,674
その他	0	0
無形固定資産合計	11,172	10,674

投資その他の資産		
出資金	2,139	2,139
長期前払費用	163	176
繰延税金資産	6,452	13,610
その他	11,105	11,857
投資その他の資産合計	<u>19,860</u>	<u>27,783</u>
固定資産合計	<u>559,169</u>	<u>642,982</u>
資産合計	<u>1,681,516</u>	<u>2,071,630</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月20日)	当中間会計期間 (2021年8月20日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	187,443	140,239
電子記録債務	82,903	142,416
買掛金	281,847	231,894
1年内返済予定の長期借入金	※1 120,634	※1 117,076
未払金	24,981	23,613
未払費用	1,630	1,630
未払法人税等	15,227	123,873
未払消費税等	-	※2 29,846
前受金	163,143	267,961
預り金	3,374	7,437
賞与引当金	10,869	10,869
流動負債合計	892,054	1,096,857
固定負債		
長期借入金	※1 279,104	※1 238,470
その他	67	-
固定負債合計	279,172	238,470
負債合計	1,171,227	1,335,328
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	350	350
その他利益剰余金		
土地圧縮積立金	2,955	5,075
特別償却準備金	9,252	12,603
繰越利益剰余金	397,731	618,273
利益剰余金合計	410,289	636,302
株主資本合計	510,289	736,302
純資産合計	510,289	736,302
負債純資産合計	1,681,516	2,071,630

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)
売上高	1,424,264
売上原価	1,018,663
売上総利益	405,600
販売費及び一般管理費	160,159
営業利益	245,441
営業外収益	
受取利息	9
受取配当金	1
助成金収入	6,406
その他	154
営業外収益合計	6,571
営業外費用	
支払利息	566
手形売却損	1,286
その他	289
営業外費用合計	2,141
経常利益	249,871
特別利益	
保険差益	2,741
助成金収入	16,860
保険金収入	73,258
特別利益合計	92,859
税引前中間純利益	342,730
法人税、住民税及び事業税	123,875
法人税等調整額	△7,157
法人税等合計	116,717
中間純利益	226,013

③ 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 2021年2月21日 至 2021年8月20日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	株主資本 合計	
			その他利益剰余金					
			土地圧縮 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	100,000	350	2,955	9,252	397,731	410,289	510,289	510,289
当中間期変動額								
中間純利益					226,013	226,013	226,013	226,013
土地圧縮積立金の積立			2,120		△2,120	-	-	-
特別償却準備金の積立				4,128	△4,128	-	-	-
特別償却準備金の取崩し				△777	777	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	2,120	3,350	220,542	226,013	226,013	226,013
当中間期末残高	100,000	350	5,075	12,603	618,273	636,302	736,302	736,302

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	342,730
減価償却費	19,099
受取利息及び受取配当金	△10
助成金収入	△23,266
保険差益	△2,741
保険金収入	△73,258
支払利息	566
売上債権の増減額 (増加は△)	△213,797
たな卸資産の増減額 (増加は△)	△12,750
仕入債務の増減額 (減少は△)	△53,089
前受金の増減額 (減少は△)	104,818
その他	51,394
小計	139,694
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△566
助成金の受入れによる収入	23,266
保険金受取による収入	77,322
法人税等の支払額	△15,229
営業活動によるキャッシュ・フロー	224,498
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△50,906
定期預金の払戻による収入	17,402
有形固定資産の取得による支出	△79,712
無形固定資産の取得による支出	△1,154
投資活動によるキャッシュ・フロー	△114,370
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	20,000
長期借入金の返済による支出	△64,192
財務活動によるキャッシュ・フロー	△44,192
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	65,936
現金及び現金同等物の期首残高	320,678
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 386,614

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として個別法による原価法（中間貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～31年

機械及び装置 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

(2) その他の工事

工事完成基準を適用しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (2021年2月20日)	当中間会計期間 (2021年8月20日)
建物	14,558千円	31,279千円
土地	110,261千円	129,204千円
計	124,820千円	160,484千円

担保付債務

	前事業年度 (2021年2月20日)	当中間会計期間 (2021年8月20日)
一年内返済予定の長期借入金	69,642千円	71,560千円
長期借入金	177,370千円	157,368千円
計	247,012千円	228,928千円

※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)
有形固定資産	17,401千円
無形固定資産	1,698千円
計	19,099千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,760	372,240	—	376,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—

(変更事由の概要)

2021年5月19日付で普通株式1株を100株に分割したことによる増加372,240株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)
現金及び預金	656,129千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△269,515千円
現金及び現金同等物	386,614千円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2021年2月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	556,689	556,689	—
(2) 受取手形	40,788	40,788	—
(3) 電子記録債権	1,632	1,632	—
(4) 売掛金	78,847	78,847	—
(5) 役員に対する貸付金	—	—	—
資産計	677,957	677,957	—
(1) 支払手形	187,443	187,443	—
(2) 電子記録債務	82,903	82,903	—
(3) 買掛金	281,847	281,847	—
(4) 前受金	163,143	163,143	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	399,738	399,627	△111
負債計	1,115,075	1,114,964	△111

当中間会計期間（2021年8月20日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	656,129	656,129	—
(2) 受取手形	84,500	84,500	—
(3) 電子記録債権	151,165	151,165	—
(4) 売掛金	99,401	99,401	—
資産計	991,195	991,195	—
(1) 支払手形	140,239	140,239	—
(2) 電子記録債務	142,416	142,416	—
(3) 買掛金	231,894	231,894	—
(4) 前受金	267,961	267,961	—
(5) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	355,546	355,391	△155
負債計	1,138,057	1,137,902	△155

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

- (1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 前受金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
カメイ株式会社	617,597	鉄工建設事業
株式会社カナックス	453,078	鉄工建設事業
東和通商株式会社	308,428	鉄工建設事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2021年2月20日)	当中間会計期間 (2021年8月20日)
1 株当たり純資産額	1,357.15円	1,958.25円

(注) 1. 当社は、2021年5月19日付で普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額を算定しております。

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2021年2月21日 至 2021年8月20日)
1 株当たり中間純利益金額 (円)	601.09
中間純利益(千円)	226,013
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	226,013
普通株式の期中平均株式数(株)	376,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年5月19日付で普通株式1株につき、100株の割合で株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり中間純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月18日

株式会社サトウ産業

取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 今 井 基 喜
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 橋 本 公 成
業 務 執 行 社 員

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サトウ産業の2021年2月21日から2022年2月20日までの第48期事業年度の中間会計期間（2021年2月21日から2021年8月20日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社サトウ産業の2021年8月20日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年2月21日から2021年8月20日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。